

施 設 種 別 表

施 設 種 別 名	略 記
1. 児童福祉法に基づく施設	
乳児院	乳児院
母子生活支援施設	母子支援
児童養護施設	児童養護
障害児入所施設(福祉型)	福祉型
障害児入所施設(医療型)	医療型
児童発達支援センター	児童発達
児童心理治療施設	児心
児童自立支援施設	児童自立
障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)	障害児通所
2. 生活保護法に基づく施設	
救護施設	救護
更生施設	更生
授産施設	授産(生活)
3. 老人福祉法に基づく施設	
老人デイサービスセンター	老人デイ
老人短期入所施設	短期入所
養護老人ホーム	養護老人
特別養護老人ホーム	特養
軽費老人ホーム	軽費
老人福祉センター	老人センター
有料老人ホーム	有料老人
老人居宅生活支援事業 (老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業)	老人居宅
4. 介護保険法に基づく施設	
介護老人保健施設	老健
介護医療院	医療院
居宅サービス(通所リハビリテーション、短期入所療養介護)	居宅
地域密着型サービス(複合型サービス)	複合型
5. 障害者総合支援法等に基づく施設	
障害者支援施設	障害支援
地域活動支援センター	地域活動支援
福祉ホーム	福祉ホーム
療養介護	療養
生活介護事業所	生活介護
短期入所	短期入所
自立訓練(機能訓練)事業所	機能訓練
自立訓練(生活訓練)事業所	生活訓練
就労移行支援事業所	就労移行
就労継続支援(A型)事業所	就労継続(A)
就労継続支援(B型)事業所	就労継続(B)
身体障害者福祉センター	福祉センター
身体障害者生活訓練等事業	訓練等
6. その他の社会福祉施設等	
授産施設	授産(社会)
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第38条に規定する事業を行う施設	原爆居宅
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第39条に規定する事業を行う施設	原爆養護